

昭和三十七年政令第三百二十一号

商店街振興組合法施行令

内閣は、商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第三十六條第二項(第六十二條第三項、第七十三條第四項又は附則第三條第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。

(認可の要件)

第一条 商店街振興組合法(以下「法」という。)

第三十六條第二項(第六十二條第三項、第七十三條第四項又は附則第三條第六項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 設立その他の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
二 事業を行うために必要な経営的基盤を有していること。

三 申請に係る商店街振興組合又は商店街振興組合連合会(又は二以上の都道府県の区域を地区とするもの及び都府の存する区域又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九條第一項の指定都市の区域に属する地域を地区とするものを除く。以下この条において同じ。)の地区の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が設立されること等により当該商工會議所又は商工会の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲)

第二条 法第四十四條第五項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時における組合員(商店街振興組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員。以下この条において同じ。)の総数が千人であることとする。

2 組合の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人を超えることとなつた場合において、当該事業年度の開始後最初に召集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第四十四條第五項の政令で定める基準を超える組合に該当しないものとみなす。

3 組合の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人以下となつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に召集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第四

Table with 4 columns: 1. 第三百八十一條第一項, 2. 第三百八十一條第二項, 3. 第三百八十一條第三項, 4. 第三百八十一條第四項. Content includes '取締役', '監査役', '監査権限', '組合員'.

Table with 4 columns: 1. 第三百八十一條第一項, 2. 第三百八十一條第二項, 3. 第三百八十一條第三項, 4. 第三百八十一條第四項. Content includes '取締役', '監査役', '監査権限', '組合員'.

Table with 4 columns: 1. 第三百八十一條第一項, 2. 第三百八十一條第二項, 3. 第三百八十一條第三項, 4. 第三百八十一條第四項. Content includes '取締役', '監査役', '監査権限', '組合員'.

<p>第八百監査役設置会社 四十九 条第三</p>	<p>規定 社 法 の 規 定</p>	<p>読み替読み替えられる字句 読み替える字句</p>	<p>（役員）の責任を追及する訴えについて準用する 第六条 法第五十一条の六の規定により役員 の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用 する場合における同法の規定に係る技術的読替 えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第四百二十七 条第二項、第 四項（第一号 及び第二号を 除く。）及び第 五項</p>	<p>第四百二十七 条第三項</p>	<p>第四百二十七 条第四項第一 号及び第二号</p>	<p>第四百二十七 条第四項第二 号及び第二号</p>	<p>第四百二十七 条第四項第三 号</p>	<p>（除く。）、会計員又は組合員であ る者、監査役たる法人の役員でな る者（以下この下同じ。）又は監 査及び第九百 条第三項 第二十五号に おいて「非業 務執行取締役 等」という。）</p>
<p>第八百監査役設置会社 四十九 条第三</p>	<p>規定 社 法 の 規 定</p>	<p>読み替読み替えられる字句 読み替える字句</p>	<p>（役員）の責任を追及する訴えについて準用する 第六条 法第五十一条の六の規定により役員 の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用 する場合における同法の規定に係る技術的読替 えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第四百二十七 条第二項、第 四項（第一号 及び第二号を 除く。）及び第 五項</p>	<p>第四百二十七 条第三項</p>	<p>第四百二十七 条第四項第一 号及び第二号</p>	<p>第四百二十七 条第四項第二 号及び第二号</p>	<p>第四百二十七 条第四項第三 号</p>	<p>（除く。）、会計員又は組合員であ る者、監査役たる法人の役員でな る者（以下この下同じ。）又は監 査及び第九百 条第三項 第二十五号に おいて「非業 務執行取締役 等」という。）</p>
<p>第八百監査役設置会社 四十九 条第三</p>	<p>規定 社 法 の 規 定</p>	<p>読み替読み替えられる字句 読み替える字句</p>	<p>（役員）の責任を追及する訴えについて準用する 第六条 法第五十一条の六の規定により役員 の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用 する場合における同法の規定に係る技術的読替 えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第四百二十七 条第二項、第 四項（第一号 及び第二号を 除く。）及び第 五項</p>	<p>第四百二十七 条第三項</p>	<p>第四百二十七 条第四項第一 号及び第二号</p>	<p>第四百二十七 条第四項第二 号及び第二号</p>	<p>第四百二十七 条第四項第三 号</p>	<p>（除く。）、会計員又は組合員であ る者、監査役たる法人の役員でな る者（以下この下同じ。）又は監 査及び第九百 条第三項 第二十五号に おいて「非業 務執行取締役 等」という。）</p>
<p>第八百監査役設置会社 四十九 条第三</p>	<p>規定 社 法 の 規 定</p>	<p>読み替読み替えられる字句 読み替える字句</p>	<p>（役員）の責任を追及する訴えについて準用する 第六条 法第五十一条の六の規定により役員 の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用 する場合における同法の規定に係る技術的読替 えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第四百二十七 条第二項、第 四項（第一号 及び第二号を 除く。）及び第 五項</p>	<p>第四百二十七 条第三項</p>	<p>第四百二十七 条第四項第一 号及び第二号</p>	<p>第四百二十七 条第四項第二 号及び第二号</p>	<p>第四百二十七 条第四項第三 号</p>	<p>（除く。）、会計員又は組合員であ る者、監査役たる法人の役員でな る者（以下この下同じ。）又は監 査及び第九百 条第三項 第二十五号に おいて「非業 務執行取締役 等」という。）</p>

